音威子府村移住体験実施要綱

(目的)

第1条 音威子府村移住促進事業の一環として、移住希望者が音威子府村(以下「村」という。)での生活を一定期間体験できる(以下「移住体験」という。)機会を提供し、村外からの移住を積極的に推進することにより人口の流入を促し、村の活性化を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 移住体験の事業主体は、村が実施する。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 移住希望者とは、村への移住を希望する者のうち、村窓口を通じて移住しようとする者をいう。ただし、転勤又は婚姻による転入者及び就業未経験者は除く。
 - (2) 移住体験住宅とは、日常生活を営むための家具、電化製品などを備え、手軽に村での生活を体験できるための住宅で、通称を「ちょっと暮らし住宅」という。

(移住体験住宅等)

第4条 移住体験住宅及び移住体験生活用具(以下「住宅等」という。)は、村が所有する村営住宅及び 生活用具(別表1)をいう。

(利用申請)

第5条 住宅の利用を希望する移住希望者(以下「利用者」という。)は、「音威子府村移住体験住宅等利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)」を村に提出しなければならない。

(許可)

- 第6条 村は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、「音威子府村移住体験住宅等利用許可書」(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。
- 2 村は、前項の許可をする場合において、当該年度に2回以上の申請があったときは、利用後30日 以上を隔てなければ許可することができない。

(契約)

第7条 許可書の交付を受けた利用者は、「音威子府村移住体験住宅等利用契約書」(様式第3号。以下「契約書」という。)により村と締結し、住宅を利用できるものとする。

(利用期間)

第8条 住宅等の利用期間は、基本的には7日以上90日間以内とする。ただし、村長が特別に認めた場合は上記期間以外でも利用できるものとする。

(利用料)

- 第9条 住宅の利用料は別表2のとおりとする。
- 2 利用者は前項の利用料を契約と同時に村に納めなければならない。
- 3 第1項の利用料には、住宅の利用料金及び電気料金、放送受信料(いずれも消費税含む)を含むものとし、これ以外の移住体験に係る光熱水費(ガス代、上・下水道料等)、暖房用燃料費、飲食費、日常生活に係る消耗品、交通費等は利用者の負担とする。
- 4 利用者は、移住体験で使用したシーツ、布団カバー、枕カバー等はクリーニング店(代理店)に持ち込み、代金を負担するものとする。
- 5 第2項により前納した利用料は、これを還付しない。ただし、村長が特に必要と認めた場合、その 全部又は一部を還付することができる。

(利用者の遵守事項)

- 第10条 利用者は前条第1項に定められた利用料を納めた後に、村から住宅の鍵を受け取り、住宅の利用ができるものとする。この場合、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 留守や就寝時に施錠するなど住宅を善良に管理すること。又、鍵を紛失したときは、速やかに 村にその旨を報告すること。
 - (2) 火気の取り扱いに十分注意するとともに水道凍結防止に配慮し、備え付けの生活用具類を適切に取り扱うこと。
 - (3) 利用者は住宅周辺の除草や除雪を適宜行い、周辺環境の整備をすること。
 - (4) 家庭で排出されるゴミ類は、本村の定めに基づき適切に排出すること。
 - (5) 利用者は、住宅等の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を村に返却すること。
 - (6) その他、住宅の利用に関し、村が必要と認める事項。

(制限される行為)

- 第11条 利用者は、住宅等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為を行うこと。
 - (2) 就業すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 展示会、その他これに類する催しを開催すること。
 - (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
 - (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
 - (7) 近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
 - (8) 住宅等の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
 - (9) その他住宅等の借用にふさわしくない行為をすること。

(利用許可の取り消し)

- 第12条 村は、利用者に第10条及び前条の規定に違反する行為があったと認めたときは第6条の規定による利用許可を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により取り消しをした場合は、第9条第5項により利用料の還付ができるものとする。

(明渡し)

- 第13条 利用者は、利用期間が終了する日まで、若しくは第11条の規定に基づき利用許可が解除された場合にあっては、直ちに住宅から退去しなければならない。この場合において利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。
- 2 利用者は、前項前段による退去をするときには、退去日当日の午後3時までに、村立ち会いのもと 住宅の明渡しを行わなければならない。
- 3 村は、第1項後段の規定に基づき利用者が行う原状回復の内容及び方法について利用者と協議する ものとする。

(立入り)

- 第14条 村は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、 利用者の許可なく住宅内に立ち入ることができるものとする。
- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立ち入りを拒否することはできない。

(損害賠償)

- 第15条 利用者は、故意又は過失により住宅を破損、汚損及び滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事由により、村が特に求めた場合は、この限りでない。
- 2 前項前段の規定による住宅等を破損、汚損、滅失したときは、直ちに村に報告しなければならない。

(事故免責)

第16条 住宅等が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は住宅周辺で発生した 事故に対して、村はその責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村が別に定める。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

別表1 生活用具(別紙)

品名	規格・品番等	数量	品 名	規格・品番等	数量
家 具	用 品		生 活	用 品	
食器棚		1	鏡 (壁掛け)		1
ソファー	3人掛け	1	時計 (壁掛け)		1
整理タンス	ハイチェスト	1	やかん	2 1 9	1
応接テーブル		1	鍋 (中)	2 2 c m	1
食卓テーブル		1	鍋(小)	1 8 c m	2
食卓テーブルイス		2	フライパン (中)	2 4 c m	1
カーペット	6畳用	4	フライパン (小)	1 8 c m	1
寝具一	・覧表		包丁	2種類	2
掛け布団		2	まな板	大・中	2
敷き布団		2	ボール	大・中・小	3
マットレス		2	ザル(プラ)	大・中・小	3
タオルケット		4	バット	中	2
毛布		4	おたま		3
枕		2	へら		2
シーツ		4	おろしがね		1
掛け布団カバー		4	フライ返し		2
敷き布団カバー		4	栓抜き・缶切り		2
座布団		4	三角コーナー	生ゴミ用	1
暖房器・給湯器・ガス器具等			ご飯茶碗		4
灯油ストーブ	FF式	1	みそわん		4
給湯場ボイラー	壁掛け式	1	Ш.	大	4
ガステーブル		1	Ш.	中	4
電 化	製 品		Ш.	小	4
炊飯器	5合炊き	1	刺身皿		4
掃除機		1	小鉢		8
扇風機		1	どんぶり		4
アイロン		1	コップ		4
洗濯機		1	洗面器 (浴室用)		1
カラーテレビ	32型液晶	1	湯かき棒		1
テレビ台		1	風呂ふた		1
冷蔵庫		1	バスマット		2
電子レンジ		1	洗面器		1
電気ポット		1	バケツ	1 0 1 7	3
蛍光灯	4ヶ所	4	ゴミ箱	3種類	3

П	名		規格	• 品番等	数	量	ПП	名	規格・品番等	数量	1111
	生	活	用								
アイロン台						1					
米びつ						1					

ただし、ちょっと暮らし住宅Bにおいては、灯油ストーブが4個、掛け布団・敷き布団・マットレス 枕は各4枚、シーツ・タオルケット・毛布・掛け布団カバー・敷き布団カバーは各8枚とする。

別表 2

住 程 別	名称	利用日数	利 用 料	備考
短期		7日間以上13日間まで	13,000円	利用料には電気料、放送
		14日間以上20日間まで	17,000円	受信料を含み、これ以外
	ちょっと暮らし住宅 A	21日間以上27日間まで	20,000円	の費用は利用者の自己負
		28日間以上を超えるとき	25,000円	担とする。
		1ヶ月あたり		
住宅		7日間以上13日間まで	15,000円	
		14日間以上20日間まで	20,000円	
	ちょっと暮らし住宅 B	21日間以上27日間まで	24,000円	
		28日間以上を超えるとき	30,000円	
		1ヶ月あたり		